
情 報 セ キ ュ リ テ ィ ポ リ シ ー

(情 報 セ キ ュ リ テ ィ 基 本 方 針)

制定日	平成27年 8月31日
改訂日	令和 8年 8月31日
施行日	平成27年 8月31日

大 鰯 町

◇改訂履歴

施行日	版	改訂理由
平成27年8月31日	1	初版発行
令和4年3月 23 日	2	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和 2 年 12 月版) の公表に伴い改訂を実施
令和8年8月31日	3	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月版)の公表に伴い改訂を実施

[目 次]

- 1-1. 目的 1
- 1-2. 定義 1
- 1-3. 対象とする脅威 2
- 1-4. 適用範囲 2
- 1-5. 職員等の義務 2
- 1-6. 情報セキュリティ対策 3
- 1-7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施 4
- 1-8. 情報セキュリティポリシーの見直し 4
- 1-9. 情報セキュリティ対策基準の策定 4
- 1-10. 情報セキュリティ実施手順の策定 4
- 1-11. 情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の非公開 4

1-1. 目的

大鰐町の各情報システムが取り扱う情報には、住民の個人情報等を筆頭に、外部への漏えい等が発生した場合に、極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

したがって、情報資産、情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御するよう高度な安全性を有することは、住民の財産やプライバシー等を守るためにも、また、業務の安定性確保のためにも必要不可欠であり、ひいては、このことが大鰐町に対する住民からの信頼の維持・向上に寄与するものである。

そのため、大鰐町情報セキュリティポリシーを定めることとし、このうち、情報セキュリティ基本方針では、情報セキュリティポリシーの対象、位置付け等を定めるものとする。

1-2. 定義

(1) ネットワーク

大鰐町のコンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(9) LGWAN 接続系

LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(10) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(11) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(12) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がない等、安全が確保された通信をいう。

1-3. 対象とする脅威

情報セキュリティポリシーを策定する上で、情報資産に対する脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮し、以下の脅威を対象とする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等の提供サービスの障害からの波及等

1-4. 適用範囲

(1) 組織の範囲

町長部局、町立大鰐診療所、教育委員会事務局（ただし、町長が管理運用する情報システムを利用する部署のみを対象とする。）、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

1-5. 職員等の義務

大鰐町職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

1-6. 情報セキュリティ対策

「1-3. 対象とする脅威」で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

大鰐町が保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

大鰐町が保有する情報資産を、機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づいて情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

ア) マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ) LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路の分割を行う。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

ウ) インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、青森県及び市町村のインターネットとの通信を集約する自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及びパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認の情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス(クラウドサービス)の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス(クラウドサービス)を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し、対策を講じる。

1-7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。

1-8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために新たな対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

1-9. 情報セキュリティ対策基準の策定

大鰐町の様々な情報資産に対し、「1-6. 情報セキュリティ対策」、「1-7. 自己点検の実施」及び「1-8. 情報セキュリティポリシーの見直し」に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

1-10. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

1-11. 情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の非公開

情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより大鰐町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。